

個人情報保護委員会からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
45	孤立死防止対策の充実	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)	埼玉県	新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市	○地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異常を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もなお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報が、やすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないので、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。 ○生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。 このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者において、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。 もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができることに資する。	個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的基準を示す必要はないと考えている。
154	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする) 重点事項20	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0～214,000円)。 本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0～313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円～487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	—	—	個人情報保護委員会において、おおむね公営住宅法第一条に定める「住宅に困窮する低額所得者」が対象者になると整理しており、地方公共団体で定める独自利用事務の根拠規範が、対象者を含め法定事務と趣旨・目的を同じくすると認められる場合には、個人情報保護委員会規則で定める要件に合致するものとする。
296	マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【支障事例】 地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。 番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。 しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	茨城町、京都府、生駒市	○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。 ○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。	不妊治療費用の補助に関する事務について、個人情報保護委員会は既に、情報ネットワークシステムを使用した情報連携ができる事例としてお示しているところ。
155	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大) 重点事項21	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乘せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、青森県、鳥取県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県	○別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。 ○就学支援金事務及び独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしたい。 ○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。 ○「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりにより負担が生じている。マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。 [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免:課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報は準ずる法定事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。

個人情報保護委員会からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
297	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し 重点事項21	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 具体的な支障事例1 〔準ずる法定事務〕感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 〔独自利用事務〕肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要具体的な支障事例2 〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。 〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大村市、大分県	○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 〔準ずる法定事務〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務;総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 〔独自利用事務〕重度心身障害者等の医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。 〔準ずる法定事務〕児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務;市町村民税所得割額 〔独自利用事務〕こどもの医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。 〔準ずる法定事務〕児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務;控除額、扶養状況 〔独自利用事務〕ひとり親等の医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。 ○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額しか照会できない。 〔独自利用事務〕就学援助事務;所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 〔準ずる法定事務〕難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務;市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目 〔独自利用事務〕特定不妊治療費の助成に関する事務;総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要 ○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報は準ずる法定事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。
196	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大 重点事項23	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】 当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考え。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。	条例事務関係者情報照会者については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号で「地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるもの」と規定されているところ、公益財団法人に独自利用事務の情報連携を認める前提として、マイナンバー法の改正が必要となるものと認識している。